

平成30年 4月 2日

保護者様

小平市立鈴木小学校
学校長 椿田 克之

学校感染症の取扱いについてのお願い

下記学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法で出席停止になり出席できません。登校の際は、下記の登校許可書（医師の証明必要）を担当までお届けください。

【学校感染症】

第1種 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類、二類感染症
例：痘そう、ペスト等

第2種 下表のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後三日を経過するまで。
風疹	発疹が消失するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
結核 髄膜炎菌性 髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

第3種 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症

※ 登校については医師の指示に従ってください。

----- <切り取り線> -----

登校許可書

< 年 組 > 児童氏名 _____

学校感染症()は治癒しましたので、 月 日より
登校を許可します。

平成 年 月 日

(医師氏名)

印